

通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 10 条第 1 項において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額については、実費を勘案して国土交通省令で定めることとしている。

全国通訳案内士試験の実施に関する事務については、受験手数料による収入をもとに、観光庁長官の代行で独立行政法人国際観光振興機構が担っているが、コロナ禍の影響で受験者数の減少が続いており、他方で手数料収入に見合うよう経費削減を行うこととすると、受験者の利便性が大きく阻害されるおそれもあるところ、持続可能な試験事務の実現に向けて、今般、受験手数料の見直しを行うこととした。

これを踏まえ、通訳案内士法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 27 号）の規定について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

通訳案内士法施行規則第 6 条第 1 項において、全国通訳案内士試験の受験手数料を 1 万 1,700 円と定めているところ、試験運営に係る収支状況に鑑み、1 万 4,850 円に改めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 6 月 3 日

施 行：令和 6 年 6 月 3 日